

## 第70回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成30年2月19日（月） 16:10～16:35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋部会長（司会）、磯部構成員、伊藤構成員、大橋構成員、勢一構成員、山本構成員

〔政府〕大村内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成29年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

厚生労働省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番2：放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

（厚生労働省）平成29年12月の閣議決定により、地方分権改革に係る提案のうち、放課後児童健全育成事業については、平成27年に子ども・子育て支援新制度ができた際に、従うべき基準として一定の整理をしたが、地方公共団体が制度設計に先行して実施しており、施行後およそ3年が経過して、地域における様々な事情についても、分権の議論等を通じて聞くようになったため、見直すということで、本日に至っている。

地方分権の場において、放課後児童クラブの基準について議論するに当たり、厚生労働省がどのようなことを考えているのか、どのようなスケジュールで検討を進めていくのかについて、報告する。

現行の従うべき基準については、各地方公共団体から様々な意見があることを承知している。放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の資格については、従来高卒程度という要件を課していたが、平成29年12月の閣議決定で、中卒の方にまで柔軟に活躍いただけるように、平成29年度中に要件緩和することとしており、省令改正の準備を進めている。3月中には内容を整理し、平成30年4月1日から要件を緩和することにより、地方の方々の意見に対応する。

その他の意見については、大きく2つに整理できる。1つ目として、放課後児童支援員に求められている一定の資格基準についてである。資格については、平成27年度以前から勤務していた方に対して、認定資格研修の受講に関する経過措置を設けているが、経過措置後のあり方をどのようにするか、ということである。地方公共団体からの提案の中には、類似の資格である保育士や補助員として現場で働いている方と、児童厚生員として研修を経て現場で働いている方と、研修課程のカリキュラムに重複があり、研修受講の負担を減らすため、資格や研修の相乗りを認めてほしい等という内容がある。人材確保に向けた配慮や質の確保をしながら、現場における必要性に対応することができないかという指摘があるため、平成30年8月に向けて既存資格との間の異同、経過措置後どのような対応をするかについて整理し、地方分権の議論の場においても諮りたいと考えている。

2つ目として、配置基準についてである。厚生労働省としては、今後の議論で、例えば、都市部で待機児童が多いクラブや中山間地域で非常に人員の確保に困難を抱えているクラブ、利用登録をしている子どもと実際に利用している子どもの数に乖離があるという実態の把握や、厚生労働省の所管する放課後児童クラブと文部科学省の所管する放課後子ども教室の施策の一体化、縦割りを廃した総合化という取り組みを政府として進めている中で、人員の配置について、どのような形で現場に合わせた見直しができるのかという問題意識を持っている。配置基準についても、平成30年夏までを目途に結論を得るために課題の整理をし、議論することを検討している。

現行の従うべき基準の参酌化を検討するために、まずは放課後児童クラブの実態について改めて把握する必要があると考えている。マクロにおける放課後児童クラブの現状等については、毎年行政データとして把握しているが、今後議論する研修受講の負担や登録児童数と実際の児童数の乖離、一体型の場合の職員配置については、地域によって様々な工夫をしていると聞く。また、放課後児童クラブの内容や質等について、利用者や住民が明らかにするという取り組みもあると聞いているため、そういった実態の把握調査をしたい。

調査に当たっては、地方自治体関係者と十分調整した上、調査負担にも配慮しながら、できる限り早期に企画して、関係者の了解を得て、調査を実施したい。平成30年5月ぐらゐまでには、一定程度の事実を整理し、地方の議論の場に報告した上で、委員の意見をいただきたいと考えている。

従うべき基準の見直しについては、いくつかテーマがあるが、平成30年8月を目途に具体的な検討を進めてまいりたい。

(高橋部会長) スケジュールについて、基本的なデータの把握を概ね5月までに終えたいとお示されたが、当部会としては、平成30年4月下旬頃を目途に大まかな方向性を示していただきたいと考えている。4月の段階ではまだ調査結果が出ていないので、明確な方向性が出ないという回答になるおそれもあるが、どのように考えているか。

(厚生労働省) 現在2月の半ばであり、今後地方関係者とも相談をしながら調査設計をした上での目安が5月であるため、地方分権の議論の場のスケジュールとして4月中には、一定程度の事実を持って議論したいという要望であれば、それに併せて調査設計や関係者に協力を求めていきたい。

(高橋部会長) 事務局、全体のスケジュール感はそれで良いか。

(五嶋参事官) 然り。

(高橋部会長) 次回の専門部会まで、事実を整理した上、方向性を議論させていただきたい。

(厚生労働省) 地方分権の議論の場のスケジュールで対応できるように努めさせていただく。厚生労働省としては、調査を開始するまで何も動かないというわけではなく、現時点のデータにおいて把握しているものについて、検討を行い、関係者に話を聴取するよう努める。部会長の示したスケジュールを念頭に、できる限り前倒しで議論を進め、関係者と意見交換をさせていただきたい。

(伊藤構成員) 調査については、厚生労働省として、市町村の意向や情報収集をぜひやっていただきたいと思うが、既に地方三団体で様々なヒアリングや調査を行った上で、放課後児童クラブに関する様々な提案が出されている。情報収集に当たり、既に提出されている提案の内容についても精査していただきたい。また、地方自治体に対する調査を行う際には、分権室も協力し、共同で実施していただきたい。

(厚生労働省) 調査に回答する現場の負担を考慮し、既存の調査結果等については、最大限活用する。この間、地方三団体の調査結果について、厚生労働省としてすべて把握していないため、厚生労働省としても、地方三団体の調査結果を活用させていただきたい。伊藤構成員から指摘があったように、調査については分権室と協力して実施するつもりであり、できる限り多くの関係者の理解と協力をいただき、効率が良く、実のある調査となるよう進めたい。

(大橋構成員) 都市部や中山間地等への対応は、地方からも具体的な支障が提案として出されており、必須だと思うが、これ以外にも、現在支障が表面化していない地方公共団体でも、現行の基準でやせ我慢をしており、人材をなんとかやり繰りしている実態がある。基準どおりに運営するため、資源を集中した結果、基準以外の部分に手が回っていないことがある。

地方公共団体の工夫で、少ない人員を活かし、放課後児童クラブの受け皿を拡大できる余地があるのに、厚生労働省の定める基準どおりに運営できなければ、制度を利用できない地域が生じてしまうという問題が本提案の根本にある。従うべき基準として国が人員基準を定め、全国一律で運用する手法は、質の確保手段として分かりやすいが、その他の部分に手が回らなくなる問題を生み出す。放課後児童クラブの利用者について裾切りが起きないよう、新たな基準や手法がないか模索することを求める提案が地方三団体を始めとして、地方から課題提起されている。

中山間地や都市部に関する個別の対応を行うだけでは、別の地域事情を抱えた地方団体から、引き続き新たな対応を求めることとなり、いたちごっこが続くことになると思料。従うべき基準を定めること自体の弊害が出ているため、質の確保方法が、現行の従うべき基準方式以外にないのかということを含め、御検討いただきたい。

(厚生労働省) 平成29年の閣議決定に至る様々な議論の中で、厚生労働省としても、大橋構成員が説明された問題意識について、十分承知している。規制のための規制や基準のための基準を設けているのではなく、利用者にとってどういう形で安全や質、サービスの内容を確保するかということが重要であると認識しているため、他にどのような手法があるか、自治体の先行的な取り組みの中でどのようなやり方をしているのか勉強した上検討し、地方分権の議論の場において議論いただきたい。

(大橋構成員) ヒアリングを行う際には、地方公共団体の工夫に重点を置いて実施していただきたい。小学校の

空き教室の活用や外部評価方式等、様々な質の確保のやり方があると思うので、検討していただきたい。

(高橋部会長) 質の確保については、外部評価の実施等フレキシブルなやり方があると思料。他方で、文部科学省の放課後子供教室と放課後児童クラブでは、同様に安全と質の確保が重視されるが、制度の柔軟さが違うことについて問題意識を持っている。放課後子ども教室は柔軟な人員配置が認められているのに対し、放課後児童クラブは厳格な基準を満たすことが求められている。このような制度の違いについて、文部科学省と認識をすり合わせているのか。

(厚生労働省) 政府としては一体型を含めた放課後子ども教室と放課後児童クラブの整備を並列で進めている。過去を遡ると、放課後子ども教室と放課後児童クラブは別の経緯をたどっており、放課後児童クラブにおいて生じた事故等の検証の結果、これまでの制度を積み上げてきたため、現時点で完全に両者のルールがすり合っているわけではない。しかしながら、なるべく合わせようという思いでこれまで取り組んでいる。今後も、地域における人手の確保が苦しい中、放課後子ども教室や放課後児童クラブのニーズは増える。子どもを預かる以上、安全やサービスの質に対し、それぞれの運営主体が一定の責任を持って実施することを検討しながら、議論してまいりたい。

(高橋部会長) 認定資格研修の実施が、地方公共団体にとって大きな負担となっているとの意見も寄せられているが、基礎資格の参酌化と併せて研修の内容についても大まかな基準を示す等、柔軟化するというようなことは考えられないか。

(厚生労働省) 結論は今後の議論によるが、これまでに、放課後児童支援員認定資格研修と類似又は重複している内容について、どのような形で受講者の負担を軽減するかという提案が提出されている。少ない人手で運用している現場を考えると、研修を受講する間の代理の支援員の確保が難しいといった話も聞いている。研修そのものの位置付けと併せてeラーニングを始めとした研修の手法も検討したい。

一方で、これまで、放課後児童クラブの内容について、一定程度理解いただいた方を職員として配置したいという思いで実施しているため、地方の実態や現状、現場を着実に把握した上で、議論させていただきたい。

(大橋構成員) 今から結論の話をすべきではないと思うが、現行の児童福祉法第34条8の2の第2項において、放課後児童クラブに従事する者と員数については、従うべき基準であることが明記されている。当該条文の改正等も視野に入れて、今後の検討を進めていただければという理解でよいか。

(厚生労働省) 現在の制度に至るまでの様々な議論の積み重ねを踏まえた上で、厚生労働省として、誠実に対応させていただきたい。

(高橋部会長) 誠実に対応していただいているが、個々の課題に対し、対症療法的に対応するのではなく、制度が機能するよう柔軟化する方向で検討していただきたい。住民に一番身近な地方自治体が参酌化の検討をする際に、大規模クラブにおいて、支援員1人で配置するようなことはほとんどないものと思料。参酌化できるところは参酌化していただきたい。

最後に、現在、厚生労働省で新たな放課後児童対策の在り方について検討していると思うが、従うべき基準の廃止、縮減の方向で今後の制度設計についても御検討いただきたい。

(厚生労働省) 厚生労働省では、本専門部会における地方分権の議論の場と並行して、女性の就業率の流れを踏まえ、放課後児童の受け皿の量的な見通しや放課後子ども教室と放課後児童クラブの位置付けについて、文部科学省も参画の上、専門委員会を立ち上げて幅広く議論している。

基準に関する部分について、地方分権の議論の場において議論をいただくという形で整理し、厚生労働省の専門委員会の場においても同様に整理した。厚生労働省の専門委員会で基準に関する議論があった場合には、当該意見も事務局として踏まえ、委員の方々に理解をいただきながら、地方団体の方や実際の利用者の方の声を聞いて進めていただきたい。

(高橋部会長) 次回は平成30年4月下旬ごろに2回目のヒアリングを行い、具体的な方向性を確認し、実質的な議論をさせていただきたいため、協力をお願いしたい。事務局は、それでよいか。

(五嶋参事官) 然り。

(高橋部会長) 「放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し」についてのヒアリングはここまですべてとして、提案募集検討専門部会を閉会する。

厚生労働省においては、引き続き参酌化をすることについて検討をしていただき、次回の部会は4月下旬ごろに開催して、再度ヒアリング行うこととする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)